

審判ライセンス復活申請について

審判活動休止申請によりライセンスの休止が認められている場合、「JBA 公認審判員 ライセンス復活申請書」の提出および JBA または都道府県協会の定める「更新講習会」を受講することで、活動休止前のライセンスの復活が認められます。

<ライセンス失効者のライセンス復活基準について>

1. ライセンスの復活について、次の条件をすべて満たす者について、ライセンス認定機関において審議し承認する。
 - (1) ライセンス有効期限を過ぎて原則 3 年以内の者であること
 - (2) JBA または都道府県協会の定める更新講習会を受講していること
 - (3) 都道府県協会が今後の活動において、その審判員を元のライセンス所持者として特に必要と認める者であること
 - (4) 審判員として引き続き積極的に活動し、スポーツの普及・振興に貢献できる者であること
2. ライセンスの復活について、次の条件に該当する者はライセンスの復活は認められない。
 - (1) 審判員および審判インストラクター規程第 17 条、第 35 条によりライセンス失効の懲罰を科された場合

<申請手順>

1. 申請者は、「JBA 公認審判員 ライセンス復活申請書」の本人記入欄に、休止申請期間、活動再開日等の必要事項を記入し、署名欄に自署、捺印のうえ、所属先都道府県協会審判長へ提出する。(Eメール添付可)
2. 所属先審判長は、記入内容を確認の上、承認の場合は審判長承認の署名（デジタル署名・印可）を行い、本申請書を受理・承認した旨、申請者へその旨 Eメール等にて通知をする。
3. 申請者は、TeamJBA より登録の手続きを行う。

以上